

伊賀市における産業振興施策促進事項

2019（令和元）年12月16日作成

伊賀市

I、産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である伊賀市旧丸柱村、旧玉滝村、旧布引村、旧阿波村、旧上津村及び旧矢持村全域を産業振興施策促進区域とする。

II、産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、2020（令和2）年4月1日から2025（令和7）年3月31日まで行うこととする。

III、産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 伊賀市の産業の現状

(全般)

- 伊賀市は、三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ一時間の距離である。市域は、東西約30km、南北約40kmの縦長で、総面積は約558km²となる。森林が全体の約60%を占めており、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図ることが必要となっている。

本市の交通体系は、東西に名阪国道、国道25号、国道163号、国道165号が通り、南北に国道368号、国道422号が通っており、近畿圏並びに中部経済圏への交流網を形成している。

(農業)

- 農業については、耕地面積は7,420ha、農家戸数は4,527戸で農家1戸当たりの経営耕地面積は約1.63haである。夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中との気温日較差が大きいなど、寒暖差の激しい典型的な内陸型気候をいうことを踏まえ、主に水稲、果樹、肉牛の生産がなされ、農業生産額は85億である。

(林業)

- 林業については、総森林面積は33,952ha(国有林1,353ha、民有林32,652ha)であり、伊賀市総面積の61%を占める。このうち国有林の面積は1,353ha、民有林の面積は32,599haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は、18,472ha、天然林の面積は13,419haである。古くから林業の盛んな大山田、青山地域の人工林率は高いものの、市全体の人工林率56.8%と県平均人工林率62.5%を下回っており、零細で小規模な所有者が多くなっている。

(観光業)

- ・ 観光業については、上野城（国史跡）や俳聖殿（国指定重要文化財）があることから、年間 2,362,960 人の観光客が訪れている。

(製造業)

- ・ 製造業については、市内事業所は 353 箇所、就業者は 17,720 人である。製造品出荷額は 7,206 億円である。また、製造業事業所数の割合として、金属製品、窯業・土石、食料品や化学品が上位に挙げられる。

(農林水産物等販売業)

- ・ 農林水産物等販売業については、市内 16 箇所で地元の農産物や林産物等を販売している。

(2) 伊賀市の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

- ・ 農業の振興を図ることが課題となっており、農業生産基盤の整備、担い手の確保・育成、販売促進活動の強化等を行う必要がある。また、本市は周囲を山に囲まれているため、獣による農作物被害が深刻であり、農業者の収入の減少等に多大な影響があるため、鳥獣害被害の防止も併せて行う必要がある。

[林業関連]

- ・ 林業の振興を図ることが課題となっており、林道・作業道の整備、間伐等の森林整備の推進、林業従事者の育成・就業支援、森林環境教育の推進やバイオマス利用推進を行う必要がある。また、未利用・低利用の森林資源（間伐材等）の活用が課題となっており、推進方策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。

[農林水産物等販売業関連]

- ・ 農林水産物等販売業の振興が課題となっており、推進体制の整備による販路・雇用拡大や次世代人材の育成を行う必要がある。

[地域資源を活用する製造業関連]

- ・ 地域資源や特産物を活用する製造業の育成が課題となっており、地位資源の調査、マーケティングの強化、農産物の加工場等の施設・設備の整備や販売促進活動の強化を行う必要がある。

[6次産業化関連]

- ・ 6次産業化の推進が課題となっており、近年の農作物の価格低迷による所得減少の防止に努めるため、販売促進活動の強化、販路の規模拡大、後継者育成を行う必要がある。

[都市農村交流・グリーンツーリズム関連]

- ・ 既存の観光業の振興を推進するとともに、都市農村交流、グリーンツーリズム、地域資源を生かした新たな観光資源の推進が課題となっており、受け入れ体制の整備、環境教育機会の創成、農泊推進体制の整備、宿泊施設の整備等を行う必要がある。

[その他]

- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置の活用を促進する必要がある。

IV、産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V、IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担に関する事項

○伊賀市

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 農産物販売所や集落排水施設等の各種施設・設備の整備
- ・ 間伐等の森林整備等の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）利活用の推進
- ・ 未利用間伐材のバイオマス利用体制の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置の活用推進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用推進
- ・ 6次産業化への支援

○三重県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 間伐等の森林整備等の促進
- ・ 造林事業の促進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）利活用の促進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置の活用推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

○伊賀ふるさと農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農林水産物等販売業の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 各農家への営農指導
- ・ 地域における座談会による状況調査
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化
- ・ 農業関係資金融資の円滑化

○伊賀森林組合

- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の実施
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

○伊賀市商工会

- ・ 研修・講習会等による人材育成
- ・ 経営相談への対応

○上野商工会議所

- ・ 研修・講習会等による人材育成
- ・ 経営相談への対応
- ・ 農商工連携の推進

○伊賀上野観光協会

- ・ 観光資源の開発及び保存
- ・ 観光客の誘致促進
- ・ 研修等による人材育成

○関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 地域の特産物、工芸品や加工品のマーケティング強化、販売促進活動の強化
- ・ 都市農村交流や観光流入人口の増加にむけた推進体制の整備、受入体制の強化
- ・ 各種団体との情報共有の推進

VI、産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期（R7.3.31）までの目標は以下のとおり。

	地域資源を活用する製造業	農林水産物等 販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の 適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。